

財団法人 大学基準協会
Japan University Accreditation Association

巻頭言

大学の危機と大学基準協会

勝野 眞吾

大学基準協会副会長
岐阜薬科大学 学長

今日、大学はかつてない危機のなかにあると言われる。
我が国では、社会のなかにおける大学の意義と役割、教育・研究の質、大学の存在そのものについて、様々な角度から厳しい指摘が行われている。

少子化に伴い18歳人口が減少したが、その一方で大学数は増加し、大学の進学率は50%を越えて60%に近づきつつある。これに伴って大学は多様化し、学生の質の低下が指摘されている。

研究面でも、近年日本は公表する論文数が伸び悩み、1999年から2009年世界における順位を3位から5位に後退させた。中国は9位から米国に次ぐ2位と躍進し、米英独仏はここ10年で論文数を30%以上増やしたのに対して、日本は14%と主要国で唯一伸び悩んでいる。

さらに、昨年3月の巨大な地震、津波とそれに起因する福島原子力発電所事故は大学に代表される教育・研究機関や科学者、専門家の社会における存在意義とその責任のあり方を根底から問うている。

多くの大学では、教育研究経費や教職員数の切り詰めがほぼ限界に達しているが、このような厳しい環境のなかでの大学の努力は、社会の支持を受けるに至っていないように思われる。

しかし、このような大学の危機は、むしろ大学の新しい可能性を拓くチャンスを含んでいる。日本の大学進学率は世界的に見れば、決して突出したものではなく、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアさらには

韓国とくらべても低い。社会人入学者は世界的に見ても極端に少ないのが我が国の大学の現状である。大学が、それぞれの人々の生涯学習の中で、その必要性に応じて必要なときに学ぶことのできる場となり、そこで身につけた能力や技能を受け入れる社会のシステムを構築することが大学の新しい活路を拓くと思われる。このことは「学歴偏重社会」である我が国社会の価値観を転換するきっかけにもなる。

進行する少子・高齢化、地域社会の大きな変貌は直接、間接に新たな研究テーマの大きな源泉であり、未曾有の災害もその復興への道のりのなかに多くの研究のシーズを内包する。大学は、このような観点から、改めて、教育・研究による社会への貢献ということを強く意識すべきであると思われる。

大学基準協会は、国・公・私立大学が加盟する唯一の組織であり、平成23年4月の時点で短期大学を含む国立大学21校、公立大学43校、私立大学285校が正会員として加盟し、賛助会員を含めると、我が国の大学・短期大学の44.4%がカバーされている。大学基準協会は、認証評価にとどまらず、国・公・私立大学がそれぞれの立場の違い、場合によっては利害を越えて、大学の質的向上、大学のあるべき姿について忌憚のない意見を交換し、大学の意義をエビデンスに基づいて社会に発信することができる。今後、大学基準協会の果たすべき役割はより大きく、重要なものになると思われる。

認証評価結果を公表しました

－平成23年度機関別認証評価・各専門職大学院認証評価－

本協会は、平成23年度の大学評価・短期大学認証評価・法科大学院認証評価(追評価)・公共政策系専門職大学院認証評価・公衆衛生系専門職大学院認証評価の結果を平成24年3月9日開催の第107回評議員会及び臨時理事会における審議をもって決定し、3月21日に記者発表を行いました。

平成23年度に認証評価を受けた大学は、大学評価30大学、短期大学認証評価1短期大学、法科大学院認証評価(追評価)2大学、公共政策系専門職大学院認証評価1大学、公衆衛生系専門職大学院認証評価1大学です。

評価結果については、全文を本協会のホームページ(<http://www.juaa.or.jp/>)においてご覧いただけます。

第8回大学評価(機関別認証評価)を終えて

清水 一彦 大学評価委員会副委員長
筑波大学副学長

今年度は認証評価が制度化されて第二サイクルの初年度に当たる。本協会及び大学評価委員会では、多様性の尊重と恒常性の確保に寄与する認証評価制度の充実をめざし、国際的にも通用する学生の視点に立った高等教育や学位の質保証に向けた新たな評価基準(大学基準)の下で評価を実施した。大学評価申請30大学のうち27大学は「適合」、3校は「期限付適合」とし、併せて過去の大学評価の再評価についても改善に向けた努力が一定の成果を上げているとの判断で5校を適合とした。

従来の評価と大きく異なる点は、各大学の多様性を尊重する観点から、長所については他大学と比較せず当該大学にとって目的や目標の実現に向けて有効かどうかという視点から積極的に評価すること、また、学位課程の質向上の観点から学部や研究科ごとに3つの方針(学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針)の策定・公表を求めること、さらには、新たに「学校教育法施行規則」第172条第2項において求められる教育情報等の公開について、公表への姿勢を重視すること、などであった。また、結果報告書においては、その前文で大学が独自に内部質保証システムを構築し、それを機能させているかが重視される旨を記述することとした。なお、東日本

大震災による影響、とくに学生の受け入れや施設・設備における問題については長期にわたることも予想されるため、今後引き続き委員会において検討することになった。

新しい評価システムの下での認証評価では、多くの大学が教育研究活動や管理運営面において自覚的な努力と積極的な質保証のための取組を行っていることが確認できたが、その反面、いわゆるPDCAサイクルの検証についてはまだ温度差が大きく、日常的な自助努力が今後とも多くの大学に求められる状況にある。

わが国の認証評価の特色は、「官と民の併用システム」であり、その主目的は、設置基準等の法令に適合していることの確認、各大学の特色ある教育研究の進展の支援と並んで各大学の自主的・自律的な質保証及び向上の取組の支援である。質保証を伴う大学間交流が国内のみならず世界レベルで展開されるためには、こうした各大学内における内部質保証システムの構築が求められる。本協会及び大学評価委員会の評価体制や評価システムの整備とともに、認証評価を通じた各大学との相互交流を深めながら、恒常的な質保証システムの構築の実現を図っていきたいと考える。

第5回短期大学認証評価を終えて

小口 春久 短期大学評価委員会委員長
日本歯科大学東京短期大学 学長

短期大学認証評価も平成23年度で第5回を数え、認証評価制度も定着し、年々内容も充実してきた。各短期大学の発展に貢献していると確信している。今年度、短期大学評価委員会は、1つの短期大学部の評価を行った。その結果、本協会の基準に適合していると認定した。

当該短期大学部は女子短期大学と看護短期大学が合併し、その後県立大学に統合されたため、キャンパスが2か所に分散しており、また、平成24年4月から、看護学科が4年制大学に移行する。この様な場合、管理運営や教育研究遂行の難しさと4年制大学へ移行する学科への助言で悩みは多い。これまで、

4年制大学併設の短期大学部の評価は、短期大学評価委員会のみで行ってきたが、最近4年制大学とその短期大学部が同時申請してくる場合も少なくない。そこで、大学評価委員会と短期大学評価委員会の正副委員長で話し合って評価方法・基準の統一化を図り、恒常化させた。平成25年度から本協会の短期大学認証評価システムは第2クールに入る。評価は大学評価委員会と共通性のあるものは可能な限り統一化を図り、短期大学に特化する事項は特徴を出すようにした。本委員会は、今後とも短期大学の改善・改革を側面から支援し、教育研究の質を広く社会に対し保証していきたい。

第5回法科大学院認証評価（追評価）を終えて

佐上 善和 法科大学院認証評価委員会委員長
立命館大学法務研究科教授

今年度も、昨年度に引き続き、従前、法科大学院基準に適合していないと判定された法科大学院を有する2大学より追評価の申請がなされたことから、追評価分科会を設置して、評価を実施した。

具体的な評価プロセスについては、まず、分科会において、追評価改善報告書等に基づく書面評価及び実地調査を行った後、その結果に基づき、法科大学院認証評価委員会において検討を重ね、申請大学からの意見申立の機会を設けるなど、所定の手続きに則り、厳正に評価作業を進めてきた。

追評価は、認証評価において重大な問題と指摘された事項が適切に改善されているか評価するものであり、その申請にあたっては、真摯に改善に取り組み、既に問題とされた点が解消していることが、本来的には期待される場所である。

しかしながら、今年度の追評価においては、最終的に改善が適切になされていないと判断せざるをえず、その結果、再度法科大学院基準に適合していないと判定した大学が見られた。この点については、遺憾の意を表するとともに、今後の改善に向けた取組みに期待したい。

第2回公共政策系専門職大学院認証評価を終えて

金本 良嗣 公共政策系専門職大学院認証評価委員会委員長
政策研究大学院大学教授

本協会による公共政策系専門職大学院認証評価の実施2年目となる今年度は、明治大学大学院ガバナンス研究科ガバナンス専攻からの認証評価申請があり、1分科会（主査1名、委員3名）を設けて評価を行った。

1年間を通じた評価スケジュールについては、昨年度と概ね同様である。すなわち、まず、分科会において書面評価及び実地調査を実施し、その結果を踏まえて、公共政策系専門職大学院認証評価委員会において審議を行い、「認証評価結果（案）」を策定するというものである。その過程におい

て、当該大学からの意見申立の機会を設けるなど、慎重に検討を重ねてきた。

昨年度と異なる点としては、昼間に留学生を対象とした英語コースを開講し、夜間に社会人を対象とした授業を開講している当該専攻の実情に合わせ、2日（1日目：夜間、2日目：昼間）にわたって実地調査を実施したことが挙げられる。今後も、各公共政策系専門職大学院認証評価の実態に即した的確な評価となるよう、評価方法及びプロセスを工夫するなど、可能な範囲で柔軟な対応をとるようにしていきたい。

第1回公衆衛生系専門職大学院認証評価を終えて

小杉 眞司 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会委員長
京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻教授

大学基準協会が「公衆衛生系専門職大学院認証評価機関」として承認されて初めての実際の認証評価を、東京大学大学院医学系研究科公共健康医学系専攻に対して今年度実施し、基準に適合しているとの認定を行った。

公衆衛生大学院（SPH：School of Public Health）としては、日本では京都大学大学院医学研究科社会健康医学系専攻が2000年、九州大学が2001年に専門大学院として初めて発足したが、専門職大学院制度への移行に伴い、2003年に専門職大学院となった。専門職大学院は、5年以内毎に認証評価を受けることが学校教育法上義務付けられたため、5年後の2008年に認証評価を実施した。ただ、この段階では、この領域の認証評価機関が日本では存在しなかったため、代用として「外部評価」を行った。しかし、本来の認証評価を行うためには認証評価機関を設立することが望まれたため、大学基準協会を認証評価機関としたものである。

今回の認証評価にあたっては、昨年度、公衆衛生系専門

職大学院認証評価基準を作成した際に議論された下記の点に十分配慮し、書面評価及び実地調査を実施した。

すなわち、現時点でわが国の公衆衛生系専門職大学院は4校であり、今後この領域を発展させるには多数の専門職大学院が設置されて切磋琢磨しながら発展させていく必要がある。しかし、SPHは非常に広い領域にわたるため、わが国の現状では1校で公衆衛生分野の全ての領域をカバーする専門職大学院を設置することは、ほとんど不可能である。したがって、むしろ各専門職大学院が特徴を持って発展できるようにすることが望ましい。評価基準にはこのように、各公衆衛生系専門職大学院が固有の目的を掲げ、それを実現するためのカリキュラムや工夫を求めるようにした。

今後の課題としては、公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会の評価方針等を分科会と共有するため、より一層評価者研修に力を注いでいきたい。

第2期認証評価を受けて思うこと

青木 邦男 山口県立大学 教育研究等点検評価委員会委員長

1. 本学にとっての認証評価

本学は国際文化・社会福祉・看護栄養の3学部、大学院2研究科を擁し、「人間尊重の精神」「生活者視点の重視」「地域社会との共生」「国際化への対応」を基本理念に、「地域貢献型大学」を掲げ、学生に優しい大学、凛として温もりのある教育、自主的自律的な大学運営を目指している。

地域貢献型大学を標榜し、地域社会・文化の健全な発展に貢献するためには、大学は地域社会のシンクタンク機能を果たしながら、地域社会と共に生き、協働することが必要であろう。そのために、大学は常に地域社会と胸襟を開いた関係を保つことが必須であり、大学が虚飾を廃した情報を地域社会に開示することが欠かせない。

本学は平成10(1998)年3月に自己点検・評価報告書『山口県立大学の現状と課題』を世に問い、その後も自己点検・評価と情報開示を継続的に行ってきた。特に、平成18年度の大学法人化後は、地域貢献の窓口である地域共生センターが核となって展開する諸活動(日経グローバル「大学の地域貢献度ランキング2010」総合16位)を始めとして、地域に開かれた多種多様な教育・学習・交流・広報プログラムを通じて、大学のありとあらゆる活動情報を積極的に発信してきた。こうした日々の教育研究活動及び大学運営を大学自身が自己チェックし、その上で評価機関の検証を受けるため、今回の認証評価を受けたものである。

2. 第2期認証評価への取組

本学は平成18年度の大学法人化に伴い「中期目標・計画」を確定し、目標・計画の確実な実施を期して、自己点検・評価の体制を構築した。この中期目標・計画に定めた自己点検・評価の種類、項目、基準等は大学基準協会の認証評価の15評価項目(～22年度まで)と通底する内容となっている。特に、教育研究活動の取り組みを自己評価するに当たっては、大学基準協会の定める「大学基準」の視点を踏まえた本学独自の評価基準をあらかじめ設け、それに照らした自己点検・評価を平成22年度に全学で実施した。

1) 自己点検・評価

本学では、教学・経営に関わる教職員で構成する教育研究活動等点検評価委員会と、経営部門を代表する経営企画部が協働して評価業務にあたる体制をとっている。この度の第2期認証評価に臨んでは、ここから全学全部局に指示を発して、部局ごとの自己点検・評価を進めた。

点検・評価報告書等の作成にあたっては当該部署と協議して修正・加筆・削除等の調整を行い、最終的に学長の裁定を経て報告書案を完成させた。丁寧な調整とぶれない方針が要求される作業であったが、担当部署との協議と調整を繰り返す中で、報告書素案の贅肉や恣意的見解などがそぎ落とされ、簡潔かつ的確な表現・内容に落ち着き、報告書案の体をなすことができた。

2) 実地調査

平成23年10月、大学基準協会の大学評価委員による実施調査を受けた。調査は、関係者との意見交換、施設・設備の調査、授業参観、学生インタビュー等、分刻みのハードなスケジュールであった。評価委員側から各学部長及び点検評価委員長との飛び入りヒアリングもあり、かなり踏み込んだ問答が行われた。評価委員の専門性や関心の置き所によって、質問内容の意図が必ずしも明確でないものや解釈の幅のあるものもあったが、総じて抑制の利いた真摯なヒアリングや指摘・助言をいただいた。

3. 今後の課題

平成23年12月に「山口県立大学に対する大学評価(認証評価)結果(委員会案)」が示され、大学はそれに対する若干の意見申し立てを行い、目下「大学評価結果」の公表を待っているところである。

ところで、本学のような地方公立大学が真に魅力的で社会に必要とされる大学として成長しつづけていくためには、認証評価機関の「お墨付き」いただくだけでこと足りるとし、現状に安住するわけにはいかない。経済、文化、社会制度が大きく変わろうとする時代にあって次代の担い手を育て送り出す大学は、休みなき自己検証自己改善努力を粘り強く続けなければならない。高等教育の質保証とはそういうものであると感じ始めている。

認証評価を受審して

森 武昭

神奈川工科大学副学長
(創造工学部教授)

1. まえがき

本学では、平成 16 年度に大学基準協会の認証評価を受審し、平成 17 年度から 23 年度までの期間を「適合」とする評価結果を得た。その後、平成 22 年度から次期の受審に向けて準備を開始した。特に留意したのは、認証評価が平成 23 年度から第 2 クールに入るため、基準など大幅な改訂を協会が公表していたので、講演会に積極的に参加するなどして、詳細な情報の収集に努めたことである。

2. 取り組み経過

本学での日常的な点検・評価は、自己評価委員会が担っている。前回受審後は、この委員会が中心となり、平成 19 年度と平成 21 年度に点検・評価書を取り纏めている。さらに、平成 22 年度には、点検・評価結果を改善へ向けて、PDCA サイクルがより機能することを目指して、理事を主体に構成された内部質保証委員会と有識者で構成された外部評価委員会を設置した。

このような状況の中で、今回の認証評価をスムーズに受審できるような体制として、理事長・学長をトップとし、副学長兼自己評価委員長である筆者が実務リーダーとなって、補職者(教員)と職員幹部で構成されるプロジェクトチーム(PT)を設置した。最初に、今回の審査の主要ポイントを PT 内で周知した上で、基準ごとに直接携わっているメンバーが点検・評価の素案を作成し、平成 22 年 6 月までに提出してもらった。この素案をベースに PT 内に設けた幹事会で、全体の構想から各基準と評価の視点を、十分に時間をかけて議論し、内容を見直すとともに、表現の統一化を図り、平成 22 年 12 月に原案を取り纏めた。その後、平成 23 年 1 月に開催された外部評価委員会からのアドバイスも考慮し、最終的なチェックを行い、平成 23 年 3 月に点検・評価報告書が完成した。

一方、大学データ集の専任教員の研究業績は、各教員に確認も含め EXCEL ファイルによりメールで提出してもらった。その他の基礎データ・大学データ・根拠

資料については、事務局で担当者を定め、大学評価ハンドブックに従い整理し、平成 22 年 12 月に作業を終えることができた。

3. 実地調査

平成 23 年 4 月以降、協会から事務作業レベルでいくつかの問い合わせがあり、事務局で対応した。その後、9 月 12 日に大学評価分科会報告書が届き、PT 内での審議を経て、これに対する見解を 10 月 5 日付で回答した。

実地調査は、10 月 17・18 日に行われ、予定通りに滞りなく行われ、講評をいただいた。実地調査がスムーズに行われた背景には、協会側と大学側の事務局レベルで打ち合わせを密に行い、当方としても事前準備が十分にできたことが挙げられる。また、調査には両日ともマレーシアの認証機関から 2 名のオブザーバが参加し、最後に審査委員長の許可を得て、当方への質問も行われた。今後、認証評価がグローバル化していくであろうとの印象を深めた。

4. まとめ

今回の受審を通して感じたことは、受審側・審査側の双方の作業量がまだ多く、もう少し負担の軽減を図らなければ、認証評価が求めている本来の目的から逸脱し、認証を得ることのみが目的化されることを危惧している。

筆者は、JABEE(日本技術者教育認定機構)の受審側責任者と審査チームの審査長を経験しており、その経験は今回大いに役立ったと痛感している。特に、点検・評価報告書の作成にあたっては、基準ごとの寄せ集めではなく、全体を通して纏まっていることが強く求められており、審査員の立場に配慮して取り纏めることが重要である。また、大学としては日常的な自己点検・評価や内部質保証がますます重要度を増すものと実感した次第である。

マレーシア資格機構 (MQA) 研修員受け入れ事業 (2年目) の実施について

栗林 泉 大学基準協会 大学評価・研究部
企画・調査研究系

去る10月11日(火)から10月26日(水)までの期間、マレーシア資格機構 (Malaysian Qualifications Agency 以下MQAという。)の5名の職員に対する研修を実施した。本研修は、我が国政府とマレーシア政府間の経済連携協定 (EPA協定) に基づき、(独) 国際協力機構 (JICA) からの要請を受け、3カ年計画で実施する技術協力事業である。本年度は昨年度に続く2年目に当たる。

本年度の研修は、我が国の質保証における課題から大学評価の実務的な作業までを包括した内容とし、本協会による講義、実地調査同行、大学及び関係機関訪問、国際ワークショップ傍聴等の多様な形式のプログラムを設定した。また、事前にMQA側から示された要望を踏まえ、初めて研修プログラムに実地調査同行を組み入れた。同プログラムの実施に当たっては、神奈川工科大学及び清泉女子大学にご協力いただき、研修員はオブザーバーとして2日間にわたる実地調査に同行し、評価者の実務作業や大学側の対応状況を見聞することができた。また、大学訪問では、昨年度、本協会の大学評価を受けた国際基督教大学にご協力をお願いし、

同大学の実施する自己点検・評価の取り組みと質保証に対する姿勢や見解、今後における課題等を講じていただいた。このように、研修プログラムに評価を受ける大学側の見地を加えたことで、研修員は、本協会が評価を通じて大学に促す自主的な改善・改革、すなわち大学の内部質保証システムの機能化支援の取り組みを理解し、その重要性を認識したようである。

経済発展に対応すべく、アジア諸国の高等教育が急速な展開を見せている状況下、高等教育の国際化に伴う質保証の共通的な枠組みの構築と評価機関間の連携が重要視されている。こうした社会的趨勢のなか、本協会においても国内外の機関等との連携を強化していく必要があろう。また、本協会は今後もこうした取り組みを通じて国内外に情報を発信し、正会員大学の地位向上に貢献していきたいと考えている。

最後に、本研修の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜った神奈川工科大学、国際基督教大学及び清泉女子大学の方々に、この場をもって改めて御礼を申し上げたい。

大学基準協会における研修成果と今後の期待

アニル・ニラム・モハマド・モクタール マレーシア資格機構 (MQA)

我々は、大学基準協会 (JUAA) が日本の国際協力機構 (JICA) 及びマレーシア政府公共サービス局と協力し実施している研修プログラムに、第2陣の研修グループとして参加した。

この研修プログラムの目的は、次の通りである。

- 日本の認証評価制度、その際に用いられる基準及びその適用方法を理解すること
- 高等教育分野で監査 (訳注) を行うにあたって参考となる優良事例を見知ること
- 機関別認証評価の実地調査を実地に見聞すること

上記の目的が達成されるように、JUAA はプログラム全体の企画・運営の労をとってくれた。

日本の学校教育制度及び高等教育分野の質保証に関する講義を通じ、我々が母国と日本との違いとして理解したことは、マレーシアにおいてはマレーシア資格機構 (MQA) が政府に対して責任を負う唯一の評価機関であり、また、アクレディテーションは大学が任意で受けるが、日本は異なるということである。また、JUAA の大学評価の研修を受けるなかで我々は、大学評価においてフォーカスされているのが機関監査であることを理解し、加えて、内部質保証に関する基準を取り入れたことが、JUAA の大学基準の特徴だと知った。

我々は、神奈川工科大学及び清泉女子大学への実地調査

に同行する機会も与えられた。評価者が自らの役割や責任を良く知り任に当たっているということ、我々は見知った。また、施設見学や意見交換会を見学するとともに、評価者のミーティングにも同席させてもらい、評価者が最終的に評価をどのように決めていくのかを見学できた。

マレーシア及び日本の両国が、高等教育、特に大学機関監査に関して知識や情報を共有していくために、この研修プログラムは今後とも続けられるべきだと考える。MQA とJUAA の協力は、これに限らず両国の高等教育のあらゆる面での関係強化にもつながっていくだろう。

来年度の研修プログラムにおいて、評価者の方々とお話をし、評価者がどのような役割、責任を担い、また、どのような課題を感じているのかより詳しく説明が聞ければ、それは我々にとって実に役立つことである。

最後に、この研修プログラムの企画・運営に携わったJUAA のスタッフの皆さん全員に、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

(訳注：マレーシアにおける評価を通じた外部質保証の枠組みは、機関別のものである機関監査 (Institutional Audit) と、分野別のものであるプログラム・アクレディテーション (Programme Accreditation) とからなっている。)

訳：松坂 顕範 大学基準協会 大学評価・研究部
企画・調査研究系

高等教育のあり方研究会の設置について

生和 秀敏 大学基準協会特任研究員

自主的・自律的機関である大学の総意にもとづいて大学基準を定め、それを評価基準とするピア・レビューによって大学相互の質的向上を目指して設立された大学基準協会は、説明責任と質保証を求める認証評価機関としての使命に加え、大学が自らの意思と責任において質の向上に継続的な努力を支援するという設立当初からの大きな使命がある。しかし、本協会が認証評価機関となったことに伴い、大学の自主性・自律性の尊重という設立理念が、評価過程において相対的に希薄化したことは、率直に認めざるを得ない。

大学設置基準の大綱化に伴い制度化された大学評価は、自己点検・評価から第三者機関による認証評価へと評価主体の主座が変わり、機関別評価から専門分野別評価へと評価対象も変わりつつある。また、教育システムの評価からラーニング・アウトカムを重視する教育成果の評価へと焦点が移り、あわせて、大学の機能分化に対応できるように、これまでの一元的評価から多元的評価を求める動きが加速している。

この流れは、量的拡大と多様化が進む我が国の大学の現状の中で、それぞれの大学の個性を尊重しながら、高等教育機関としての水準の標準化を進め、我が国の大学の学位の国際的ブランド力を高めようとする高等教育政策課題に対応した動きであるといえる。国公私を問わず公教育機関として大学が社会から負託されている使命を考えると、これらの要請に応えることは当然のことだが、大学も本協会も次々と求められる国や社会からの要請に振り回されているというのが偽らざる実感である。

本協会が平成23年度からスタートした新大学評価システムでは、大学自らの意思と責任において大学の質の維持と向上を継続的に推進するための内部質保証システムの構築を強く求めている。これは、自主・自律を掲げる大学は、その名に値するだけの内部質保証システムを自らの責任で構築する必要があると考えたからである。近い将来は、内部質保証システムが構築され機能していると判断できる大学に対しては、細部に亘る評価の必要性はないとすら考えている。しかし、現状で

は、新たな評価基準が付け加わったという程度の理解に留まっており、内部質保証システム構築の必要性についての理解は必ずしも十分とは言えない。

今回、平成23年度の事業計画の一環として理事会の議を経て設置された「高等教育のあり方研究会」は、本協会の設立理念に立ち返り、改めて大学評価のあり方と目的を再検討し、どうすれば大学評価が大学の自主的・自律的な改革・改善に繋がるのかを、これまでの評価活動の総括と一連の調査研究活動を通じて明らかにし、「大学のための大学評価論の体系化」を試みることを目指した研究会である。「高等教育のあり方研究会」となっているが、実質的には、「大学評価のあり方研究会」といったほうが設置目的には合致していると思う。

大学評価論の体系化とは、「誰が」「何のために」「何を」「どのような方法で」評価するのかを系統的に論じ、大学評価の「意義」を明らかにすることであるが、実際にどこまで可能かは現段階では予測ができない。しかし、平成26年3月までの調査研究期間内には、何とか一定の成果を上げ、その結果をJUA A選書として纏めて公表する予定にしている。当面の作業としては、大学評価に関する国内外の文献の整理と現況調査による「大学評価論の輪郭と評価活動の現状分析」に着手し、それと並行しながら「体系化に向けた論点の構造化と新たな大学評価のための鍵概念の抽出」を行うことを計画している。

研究会のメンバーは、大学評価に関心を持つ若手の高等教育の研究者を中心に8名で構成して活動を開始するが、閉じた研究会にするつもりは毛頭なく、必要に応じてメンバーの増強を適宜図るとともに、定期的に研究経過の報告会を兼ねたシンポジウムを開催し、多くの大学関係者のご意見を積極的に組み込む努力をするつもりである。この研究会が当初の目的を果たせるか否かは、メンバー一人一人の力量と努力に掛かってはいるが、「大学のための大学評価論の構築」を目指すためには、会員大学の協力と支援が不可欠であることは言うまでもない。この点を是非ご理解いただきたい。

「第2回 大学職員（研修修了者）と大学基準協会職員との合同研修会」を終えて

立仙 和彦 関西大学 総合企画室 点検・評価推進グループ
（研修期間：平成16年4月1日～平成18年3月31日）

去る2011年9月5日に開催された標記研修会に参加させていただいた。今回のテーマは、「新大学評価システムのあり方をめぐって—これからの大学基準協会の果たすべき役割と責任とは—」であった。今年度から認証評価の第2サイクルがスタートするなかで、大学基準協会専任職員、大学から大学基準協会に研修出向中の職員、大学職員（研修修了者）が、忌憚のない意見交換を行うまたとない機会となった。

私は、2004～2005年度に大学基準協会に研修員として出向し、大学基準協会専任職員や他大学から研修出向中の方と一緒に認証評価業務を担当させていただいた。様々な大学の認証評価に関わり、評価者や各大学の実務担当者等と日々接するなかで、私自身の高等教育に関する認識や知識が、所属する大学のみにとらわれないものに大きく変化していった。とくに、高等教育の改善・発展に向けて奉仕的な精神を強く持っておられる方と一緒に仕事できたことは、とても良い経験になっている。

今回の研修会では、新大学評価システムのあり方をめぐって、大学基準協会としてのスタンスや方向性が改めて示されるとともに、様々な意見交換がなされた。私の場合は、

大学職員（研修修了者）であり、また、現在認証評価業務を担当している者として発表させていただいた。関西大学では2012年度に認証評価受審を予定しており、新システムの周知や認証評価に関する意識の向上を図るため、数年前から学内研修会等を開催するとともに、今年度は報告書作成に取り組んでいる。現在、申請準備業務が大詰めを迎えているが、新大学評価システムへの対応については想像以上に苦慮した。

今回の研修会では、参加者それぞれの立場から、第1サイクルとの比較や今後の課題等が示された。そのなかでとくに感じたことは、新大学評価システムが、関係者一人一人の「気づき」と「学び」、そして「改善」に向けた努力に支えられているということである。新大学評価システムを運営する側とそれをツールとして活用する大学の双方に改善すべき点はまだまだあり、これから協力してより良いシステムにしていくなが必要がある。大変な労力を要する取組である。理念と現実が調和した取組となるよう一人の大学人として努力していきたいし、新大学評価システムが有効に機能することを心から願っている。

染川 真由美 明治学院大学 総務部総務課
（研修期間：平成19年4月1日～平成20年3月31日）

私自身の大学基準協会への出向期間は、2007年4月から翌3月末までの一年間という短いものではあったが、大学組織を経営やガバナンスから教育・研究、学生支援等まで総体的に見る経験ができた点は、その後の仕事や学内外の活動に対する姿勢に大きな影響を与えられた。

分けても、達成度・水準評価を測るエビデンスとしての様々なデータに触れたことを通し、データ活用の重要性をあらためて認識するきっかけとなった。大学として満たさなければならない基準を維持していることの確認と、大学の強み・弱みを可視化することにより、大学の発展、改善、そして改革に資するため、全学的に考えていかなければならない課題だろう。第2期の認証評価では、大学基準協会が定めるデータ数は大幅に縮減されているが、逆に大学の政策・業務等に必要なデータを検討・精査し、大学の特色を見出し、伸ばさせていくチャンスとして、各大学が積極的に取り組んでいく必要性を感じている。

出向後、業務（※当時は自己点検推進室に所属）の関係

で、データ活用を通して、教育改善、経営政策に実際に反映させているいくつかの国私立大学を訪問させていただいたが、当該大学、担当部署、担当者の方たちの姿勢から多くの示唆を受けた。今回の研修会では、いくつかの大学の事例について、簡単ではあるが報告させていただいたが、近年、特にその必要性がうたわれている「IR」（Institutional Research）という概念に関連し、日本的IRの形の可能性について、意見交換の中で触れられたことは、自身の現在の仕事や大学に対する姿勢を見直す上で、大変有意義であった。

最後に、大学に求められる機能が高度化・多様化するなか、日常の業務の中で物事を客観視し、じっくり考える時間も限られる傾向があるが、だからこそ、今回の合同研修会のような定期的な研鑽の機会はとても意義があるものだと思う。評価側と被評価側という立場を越えて、高等教育機関である大学の質の向上を具現化することを目標に、協会職員と大学職員、また教員が、率直に議論をしていく場として、今後も継続されることに期待したい。

ブックレビュー

デビッド・W・ブレネマン、
ブライアン・パッサー、
サラ・E・ターナー 編著
田部井潤 監訳
『ビジネスとしての高等教育
— 営利大学の勃興』
(人間の科学新社)

2011年6月 265頁 2,800円+税



株式会社立大学が路線変更を迫られている今、「営利大学なんて何をいまさら」と言われそうである。たしかに日本の営利大学は頓挫した。しかし採算性向上と利益追求は、今や設置形態を問わず全大学に課せられた義務となっている。本書は教育をビジネスとすることの功罪よりも、社会の何が営利大学を求めたのか、大学教育における公共性と私的価値の関係はどうなっているのかを問う、現状容認のプラグマティックな論文集である。

なかでも米国フェニックス大学の分析は、日本の事例を検証するのに参考になろう。勤労学生を対象とすること、非常勤講師への高依存率を補うべくシラバスは本部が作成していること、教育内容を一元化しやすいように資格のための学位に限定していることといった特徴を、数々の弊害や将来への可能性も含めて紹介している。

大学が遠隔教育を使って営利市場に参入することの

是非も論じている。結論はズバリ、IT が大学の営利活動参入を容易にするように見えたらそれは「罠」だという。オンライン授業は同じ教材を繰り返し使えば使うほど学生一人当たりのコストが下がるから、費用対効果において魅力的な選択肢に見える。だが新しい技術が開発されるたびにそれまでの教材は技術・内容・プレゼンテーション等が時代遅れになり、結局、高額の初期費用を賄った上に収益を上げるほどの長期使用はできない。維持費や技術更新料を考えると「金食い虫」だと論者は言う。真偽のほどは私には判断できないが、興味深い指摘である。

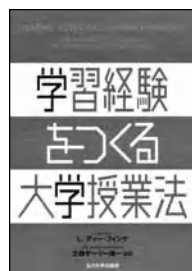
非営利大学が営利部門を広げるとしたらその可能性はサマーセッションにあり、との具体的提案もある。米国のサマーセッションは正規の単位取得を目的とし、留学生の参加も多い。教員・受講生の学問的ニーズと、利益創出・国際化推進という目標がうまく合致するのだという。翻って、公開講座の受講生獲得に苦慮する日本の大学。そもそもの目的が違うとは言え、現状を打開する鍵がこのあたりにあるかもしれない。

日本の読者には当然ながら背景知識のギャップがあるものの、金融資本が営利大学への投資を是とした理由、大学とロビー活動との関連性といった具合に、テーマのユニークさにおいて抜きんでた一冊である。

亀澤 美由紀 首都大学東京 人文科学研究科准教授

L. ディー・フィンク 著
土持ゲーリー法一 監訳
『学習経験をつくる
大学授業法』
(玉川大学出版部)

2011年10月 342頁 3,800円+税



本書は、大学教員のほとんどが従来の教えたことだけを記憶し理解する以外の学習目標を持たず、それら以外の教育方法を理解していないことに対して、教育方法を改善する考えを提供している。学生が意義ある学習経験を受けられるようにするには、教員が授業設計に関して統合的に学ぶことが重要であり、また、教員を支える大学等の組織の改革も重要であると述べている。「意義ある学習目標」とは、基礎的知識を理解・記憶して、それを応用したり他と関連付けができ、個人的社会的意味を理解し、その内容に関心を持って学び続けることであると著者は言っている。授業設計にあたっては、まず内容・学習者・教員等に関する重要な

状況要因を確認する必要がある、これをふまえて、その授業の「意義ある学習目標」とフィードバック・評価の過程を明確にしてから授業内容や教授方法などを形成すべきであるとしている。学習者である学生に意義ある学習を経験させるには、学生がよりよく学ぶことの意味を理解し従来とは異なる教育法の継続的な変化を受け入れることが教員にとって重要であると示している。また、大学組織にとって、重要で結果の測定が可能な教育目標、その目標が実現できる教育プログラム、そのプログラムを適切に支える組織構造、教職員を支えていける方針と実行のための事務手続き、内外に対して意味がある大学が実施する評価プログラムを持つ必要があると書いている。いろいろな分野での具体例が載っており全体的には分かりやすく書かれている。なかなか従来の詰込型授業から抜き出すのは難しいと思われるが、よりよく授業を変化させるきっかけを本書は与えている。

廣川 二郎 東京工業大学 理工学研究科准教授

大学時論

提言型政策仕分け「大学改革の方向性のあり方」

高田 邦昭 大学基準協会理事
群馬大学長

日本の現状を見ると、失われた10年が20年となり、東日本大震災と原発事故による混乱からまだ抜け出してはいない。ヨーロッパではユーロ通貨危機が起り、多額の国債発行に依存している日本経済の今後に警鐘が鳴らされている。少子高齢化が進む中で震災から立ち直り、さらに現在の長期低落・沈滞状況をどの様に打開していくのか、明確な解は見えない。このような中で、世界の国々は明日の知識基盤社会を見据えて、大学の改革とそこへの大胆な投資を活発に行っている。日本でも、大学に対する期待が昔に比べて格段に大きくなってきている。大学進学率が上がり、二人に一人が大学に進学する今、そして大学を卒業してもなかなか就職できない今、国民の大学に対する当事者意識にも大きな変化がみられる。

大学という仕組みは、国を興していくのに重要だという点は、多くの人々が認識していることである。ところが、どのような大学が望ましいか、またそのためには、何時、どのように改革していけば良いのかと言う点になると、様々な立場の人が、様々な意見を述べていてまとまりがつかない。何時までも結論の出ない会議も困るが、企業での成功体験を一気に教育に普遍化してしまう論議にも危ういものを感じる。

このような大学に対する期待の中で、内閣府の行政刷新会議が平成23年11月に「提言型政策仕分け」を行った。この中で教育（大学）分野では、「大学改革の方向性のあり方」が取り上げられ、文部科学省、財務省のそれぞれが作成した大学の現状と改革の方向性についての文書をもとにして、国会議員、民間有識者による議論がなされ、一定の方向が出された。

取り上げられた論点は以下の5点である。論点1. 大学での総支出は増加しているのに、国際比較ではレベルが低下しているのではないかと。論点2. 少子化にもかかわらず、大学数、教員数ともに増えている現状をどう考えるか。論点3. 定員割れ、赤字経営と大学数増加をどうするか。論点4. 大学は将来を見据えた明確な人材育成ビジョンを持っているか。論点5. 社会のニーズに十分に対応しない大学の今後の改革方策はどうなるか。これらの点についての論議の結果は、行政刷新会

議のウェブサイトに掲載されているとおりであるが、現状に問題があるのは認識しつつ、どうすれば良いかという今後の展望については様々な意見が出たものの、これで行くのだという明確なものはないように感じた。

今回の仕分けでは、大学改革の達成目標とその達成時期を具体的に示すとともに、改革が達成されたかどうかの評価基準の明確化が求められた。ただ、画一的というよりは、まずは各大学による自己改革による取り組みを求めている点は、大学の多様な役割から言って当然なことであろう。少子高齢化対策としては、社会人を積極的に受け入れて生涯教育機関としての機能を充実するように説いている。法科大学院については、需給のアンバランスなどから、当初計画したとおりになっていないので、法科大学院制度の在り方そのものの抜本的な見直しを提案している。法科大学院は産業界をはじめとする社会のニーズからできたものであるが、単純に社会のニーズと言われる「空気」に流されたきらいもある。社会のニーズにマッチした人材を今すぐ送り出すようにとの経営者や評論家の方々の意見には耳を傾ける必要があるが、単純にこれらの意見に流されて法科大学院のようなことにならないようにしなければならない。

平成24年度政府予算案では、今回の仕分けの影響が随所に見られる。従来、大学へは国立大学運営費交付金や私学助成といった使途の限定されないサポートが中心であったが、財政当局の意向により文部科学省がその予算措置で大学改革に政策誘導をかけてくる方向が見える。国の財政が逼迫する中で、大学関係の予算はかなり優遇されていると言われる。これは日本の現状を打破するのに大学に期待しているということの表れであるとともに、すぐに結果を出すようにとの厳しさも感じられる。大学が自らの手で改革していかなければ、一面のみから見たおかしな改革を強要されることも考えられる。このような時こそ、大学評価のプロ集団である大学認証評価機関に蓄積された知恵の活用が期待される。特に国公私立の大学が集まる大学基準協会の役割には極めて大きなものがあると言えるだろう。

大学改革の一方

井上 琢智 大学基準協会理事
関西学院大学 学長

行政刷新会議の「提言型政策仕分け」は論点を五つに分けている。論点1は「大学の総収入・総支出は増加しているのに、世界の中で日本の大学のレベルは低下しているのではないか」、論点2は「少子化の傾向にも関わらず、大学数や入学定員、教職員数が増えているのではないか」、論点3は「定員割れによる学力低下等や赤字経営の大学の増加等をどう考えるか」、論点4は「大学は、将来を見据えた明確な人材育成ビジョンを持っているのか」、論点5は「大学が社会の実情と乖離し、社会のニーズに十分な対応ができていないのは、大学改革が進んでいないからではないか。どのように改革を進めるべきか。」である。

これを踏まえて、同会議は、法科大学院問題を別にすれば、第一に「大学の国際通用力の向上」のために『「教育分野」における向上などその具体的な達成目標と達成時期並びにその評価基準について明確化」し、「各大学による自己改革によってその実現を図る」こと、第二に、「少子化傾向の中での大学経営の在り方については、教育の質の確保と安定的な経営の確保に資するため」に、「生涯教育<ここでは古い用語が使用されているが>の拡充への転換」など「自律的な改革」と「寄付金税制の拡充等」の「自主的な財源の安定化」を図ることを提言している。このように同会議は、「教育の質の確保」を前提に、「国際通用力の向上」すなわち「留学生の受け入れの促進」と「生涯学習の拡大」による学生の確保による「自主的な財源の安定化」をあくまでも「自己改革」によって実施することを求めている。

それにもかかわらず、提言の後段において「国」が大学教育においてすら「如何なる人材を育成するか」というビジョンと達成時期を明示し、「その実現のため第三者による評価」と補助金などを使った「財政的誘導の在り方」と「政策評価の仕組み」の改善を提言している。このような「大学」と「国」との関係については、同会議の提言は従来の基本的枠組みに変更を求めているように思われる。その限り、私立大学全体の教育および財政的課題は何ら解決の糸口が得られないままである。

しかし、注目したいのはこの提言に示された各論点に関わる具体的・個別的見解である。

論点2と3については、「大学の数や規模は過大になっ

ており、適正化が必要」と考え、その「適正化」のために「自律的改革や自主的な統廃合の促進」が求められ、「新設制限」はともかく「入学定員の大幅な削減」が求められている。大学教育にとって、いや教育にとって「入学定員の大幅な削減」をすれば「外部資金の抜本的拡充」（「自主的な財源の安定化」を提言した本会議が「国」による拡充をするとは考えられないために）が困難な現状を考えると、結果的に「自主的な財源の安定化」を達成できるとは考えられない。「少子化」が進み「進学率の大幅な上昇」が考えられない状況の中であって、規制緩和という流れの中で「大綱化」と「大学新設」を結果的に促進した過去の歴史をわれわれ私立大学関係者はどのように考えればいいのか。ましてや、「自主的な統廃合」と書かれているものの、独自の「建学の精神」によって立てられた私立大学が「統合」することは、私立大学の存続にかかわる重大な問題であり、「統合」が促進されるとはほとんど期待できない。

論点5については、具体的施策として挙げられている「公的支援の厳選による誘導」が「連携」はともかく「再編」を促すものであるとすると、私立大学にとっては先に指摘した点から、認められない施策であるといえよう。ただ、「誘導」でなく「厳選」された「公的支援」そのものは、あくまでも「自主的な財源の安定化」に資する限り、積極的に行われるべきであろう。とりわけこの支援は私立大学にとって重要な施策であるといえる。もっともこの「厳選」のために、「第三者評価」が利用されることは否定されなければならない。この「第三者評価」はあくまでも「自律的な改革」を促すためのシステムだからである。

今回の提言の中で気になる点を指摘しておこう。それは「大学とは何か」という根本的問題を正面きって取り上げることなく、対処療法的に論点が絞られてしまっていることである。「真実の追究」や「真理の探究」という研究とその研究にもとづく教育の本質の議論はどこでなされるべきなのであるか。「社会のニーズ」に応えることの重要性を認めたうえで、それに左右されない学問の本来の姿を議論する必要はないだろうか。東日本大震災が提起した問題が新たな価値観の創造であるとすれば、その実現のために「社会のニーズ」を超えた論点の抽出が必要ではないだろうか。

大学基準協会ニュース

JUAAビジネス・スクールワークショップを開催しました

経営系専門職大学院を含むビジネス・スクールの情報交換・研修の場として、また、ビジネス・スクールの質的向上を図ることを目的に、平成23年度より標記ワークショップを開催しました。6月に福岡(九州大学)、9月に東京(明治大学)において開催し、計152名(第1回49名、第2回103名)の参加のもと、企業関係者も交えたパネルディスカッションを中心に、今後のビジネス・スクールのあり方について模索する機会となりました。

平成24年度は、同ワークショップを年2回開催する予定で、一層、参加者同士が意見交換を行えるような形式で実施することを検討しております。具体的には、第3回は平成25年度より適用する経営系専門職大学院改定基準の説明を、また、第4回は海外のビジネス・スクール及び関係者を招き、参加者との意見交換を企画しております。詳細は、本協会ホームページにて随時公表する予定です。

平成23年度総会・講演会を開催しました

平成23年10月7日、キャンパスプラザ京都において、平成23年度総会・講演会を開催しました。

当日は、正会員校及び賛助会員校から約150名の方にご来場をいただき、JR東海会長の葛西敬之氏による特別講演「企業が求める大学教育について」及び本協会会長の納谷廣美(明治大学学長)による講演「大学評価をどう活かすかー明治大学の事例ー」が行われました。

終了後のアンケートには、特に講演会について「大学から見れば、『出口』の方から教育内容・方法を考え直す良い機会になった。」「認証評価結果を大学改革の推進に活用する『改善アクションプラン』の説明が参考になった。」等のご感想をいただくなど、大変好評のうちに終了することが出来ました。ご来場いただいた皆様をはじめ、関係各位に改めて御礼を申し上げます。

本協会では、引き続き会員校の皆様のご要望に応えられるよう、より充実した総会・講演会等を企画して参りたいと存じます。

訃報

本協会の事務局長を務めておりました和田實一(享年72歳)が、病氣療養中のところ平成23年11月10日に永眠いたしました。故人は、「日本の大学全体の質向上」という広い視野を持ち、平成20年4月より本協会事務局長に就任し、本協会の事務局統括者として、大学評価のほか、公益財団法人への移行準備や本協会所蔵資料のアーカイブス化などに取り組んで参りました。ここに生前の御厚誼に深謝し謹んでご通知申し上げます。また、葬儀に際しましては、会員校・関係各位からご会葬及びご鄭重なるご厚志・弔電を賜りましたこと、ご遺族に代わり心より厚くお礼申し上げます。

「じゅあ」では原稿を募集しています 奮ってご投稿ください

◆ 募集する原稿のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇 900～1800字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇 400～900字程度——高等教育を取り巻く諸問題や大学基準協会へのご意見

◆ 投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻を記入。字数は、上記の通りで、締切は6月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却いたしません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13 財団法人 大学基準協会 総務課

広報委員会

委員長 浅原利正(広島大学)

委員 有満保江(同志社大学) 亀澤美由紀(首都大学東京) 高野晴代(日本女子大学)
田中克俊(北里大学) 廣川二郎(東京工業大学)

“じゅあ”は、会員大学の専任教員・課長職以上の方々及び関係方面にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、“じゅあ”は本協会ホームページからダウンロードできます。

編集後記

2011年の東日本大震災を経験し、多くの日本人は日常が不変ではないことを思い知らされたのではないのでしょうか。大学教育はついに秋入学へ向けて動き始めました。多くの大学がすでに検討をしているとのこと、大学のグローバル化の波もこれまで以上のスピードで進んでいくものと思われまます。新しい価値観のもとに、若者の内向き志向、国内に蔓延していた閉塞感がなんとか打破されていくことを期待します。4年間にわたって広報委員を務めさせていただきました。日本の大学について深く考える機会をいただきましたことを感謝いたします。(有満保江)